

高齢者虐待防止のための指針

平塚市高齢者よろず相談センターおおすみ

1. 虐待防止に関する基本的考え方

虐待は人権侵害、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し権利擁護に資することを目的に本指針を策定し、すべての職員は、本指針に従い高齢者虐待の禁止、予防、早期発見・早期対応に努めるものとする。

2. 虐待の定義

虐待とは次の行為を言う。

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（正当な理由なく身体を拘束することを含む。）。

(2) 介護、世話の放棄、放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分すること又は高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

3. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

平塚市高齢者よろず相談センターおおすみ（以下「センター」という。）は、虐待防止に努めるため、虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定める。

(1) 委員会の構成委員

- ① 委員長は、センター管理者が務める。
- ② 担当者は、センターの社会福祉士が務める。
- ③ 委員は、センターの他の職員で構成する。

(2) 委員会の開催

- ① 委員長の招集により、各年度1回以上開催する。
- ② 必要に応じて、テレビ電話装置等を活用して開催することができる。

(3) 委員会の検討事項

- ① 委員会その他事業所内の組織に関すること。
- ② 本指針の整備に関すること。
- ③ 虐待防止のための職員研修の内容に関すること。

- ④ 虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）について、職員が相談、報告できる体制整備に関する事。
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市への報告等が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事。
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事。
- ⑦ 前号の再発防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

(1) 内容

虐待防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及、啓発するもの及び本指針に基づき虐待防止の徹底を図る内容とする。

(2) 開催

原則、年度1回以上及び職員採用時

(3) その他

研修資料、実施概要等（様式任意）は記録、保存する。

5. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、センター内で共有のうえ、速やかに市へ報告し必要な対応を行う。

なお、緊急性の高い事案の場合は、市及び警察等の指示、協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先する。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

高齢者本人及び家族、職員等から虐待等の相談や通報（センター自らの発見を含む。）があったときは、高齢者虐待防止法及び「高齢者虐待対応マニュアル」に基づき対応する。

7. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族等に対して、利用可能な権利擁護事業等を提供し、必要に応じて、社会福祉協議会などを案内する等の支援を行う。

8. 虐待等に係る苦情解決

苦情を受け付けた職員は内容を管理者に報告し、管理者は必要に応じて市へ報告する。

なお、受け付けた内容等は、個人情報の取り扱いに留意し、相談者等に不利益が生じないように細心の注意を払って対処する。

9. 利用者等に対する指針の閲覧

本指針は、センター事務所内に設置し、利用者及び職員等がいつでも閲覧できるようにするとともに、ホームページにも公開する。

10. その他虐待防止の推進のために必要な事項

内部研修のほか外部研修にも積極的に参加し、高齢者の権利擁護とサービスの質の向上を目指す。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。